

## 募集要項 特任研究員（特定短時間勤務有期雇用教職員）

職名及び人数	特任研究員 1名
契約期間	2024年12月16日～2025年2月28日 *着任時期については、相談に応じる。
更新の有無	更新する場合があり得る。更新する場合は年度末までとし、以後1年ごとに行う。更新回数は3回、在職できる期間は2027年3月31日を限度とし、以後更新しない。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
試用期間	採用された日から14日間
就業場所	大学院教育学研究科教育心理学コース植阪研究室（東京都文京区本郷7-3-1） 変更の範囲：原則同一部局内
業務内容	国際共同研究強化(B)「いかにして国際社会で使える英語を身につけるか：スピーキング力と意欲の向上を端緒に」、(代表、Manalo Emmanuel)に関する研究およびそれに関連する業務の遂行 変更の範囲：業務上の必要により配置換、兼務及び出向を命じることがある。
就業時間	基本的に週2日（1日8時間程度）勤務を想定する。 ただし、勤務日数について、希望がある場合には、相談に応じる。
休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	時給1,500円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）
加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	<p>1) 以下の業務に携わる能力および過去の実績があること：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ウェブブラウザ上で動作する英語スピーキング練習支援システムのユーザーインターフェースの開発経験</li> <li>○ 学習者の英語スピーキングを音声認識し自動でテキスト化する機能の開発経験</li> <li>○ 学習者の英語スピーキング音声をサーバ上にセキュアに送信・保存する機能の開発経験</li> <li>○ 生成AIのAPIを活用したシステムの実装経験</li> <li>○ Amazon AWS上で開発環境を構築し、システムを実際に運用した経験</li> <li>○ 研究に関する活動において英語を支障なく運用できるスキル</li> </ul> <p>2) 大学で実施される研究プロジェクトに参画した経験</p> <p>3) 大学教員や学校現場の教員と連携し、教育工学に関する研究に参画した経験や実績を有するものを優先的に採用する。</p>
提出書類	1) 履歴書（東京大学統一履歴書）※以下よりダウンロード

	<p><a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</a></p> <p>2) 業績一覧      3) 主要な業績を示す学会発表原稿や Web ページ等 3 点のコピー      4) これまでに参画した研究プロジェクトの概要 (A4, 1~2 枚程度)      * 大学教員と共同研究を行った経験やつながりがある場合には、そのことについても明記すること。</p>
提出方法	<p>上記書類の下記住所に郵送するか、直接持参すること。      郵送の場合、「特任研究員（基盤研究 A, 代表植阪）への応募」と封筒に明記すること。</p> <p>郵送・提出先：      〒113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1      大学院教育学研究科教育心理学コース植阪友理研究室 担当：植阪友理      * 持参する場合には、教育学部 1 階の植阪友理のポストに投函すること。</p>
応募締切	2024 年 11 月 19 日（火曜日）17:00 必着 書類選考の上、必要と判断した場合には面接を実施。
問い合わせ先	〒113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1 大学院教育学研究科教育心理学コース植阪友理研究室 担当：植阪友理 TEL: 03-5841-4915 e-mail:yuri-uesaka@e.ecc.u-tokyo.ac.jp
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しない。</li> <li>・「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎する。</li> <li>・産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合の契約期間の取扱い：産前・産後休暇及び育児休業による中断期間分を雇用延長することがある（プロジェクトの状況等による。詳細は応相談）。</li> <li>・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。</li> </ul>